

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等控訴事件

控訴人 杉 並 区

被控訴人 東 京 都 外1名

証 拠 申 出 書

平成18年6月2日

東京高等裁判所 第10民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

1 人証の表示

証 人 中 島 徹

(同行 主尋問時間90分)

2 立証趣旨

中島徹証人は、早稲田大学法務研究科教授である憲法研究者であり、プライバシー権（自己情報コントロール権）の研究を行っているほか、目黒区情報公開・個人情報保護審査会、藤沢市個人情報保護審査会の委員を務めるなど、個人情報保護に関する行政にも関与してきた者である。

中島徹証人により、プライバシーの権利（自己情報コントロール権）が憲法13条により保障されていること、OECD8原則の規範的意味、プライバシーの権利（自己情報コントロール権）・OECD8原則等と住基ネットの関係、住基法の合憲的限定解釈のあり方、堀部政男意見書（乙10）・長谷部恭男意見書（乙11）の問題点などについて立証する。

3 尋問事項

別紙のとおり

尋 問 事 項 (証 人 中 島 徹)

- 1 証人の経歴、研究内容について
- 2 個人情報に関する活動について
- 3 プライバシーの権利（自己情報コントロール権）の憲法による保障について
- 4 OECD 8 原則の規範的意味について
- 5 プライバシーの権利（自己情報コントロール権）、OECD 8 原則等と住基ネットについて
- 6 住基法の合憲的限定解釈について
- 7 堀部政男意見書（乙10）・長谷部恭男意見書（乙11）について
- 8 その他上記に関連する事項について

以上